掛 川 市 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第１項の農業者等による協議が行われたので、同項の規定により当該協議の結果を次のとおり公表する。

平成26年11月26日

掛川市長　松　井　三　郎

１　協議の場を設けた区域の範囲

掛川市佐束地域

２　協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月14日

３　当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人　２経営体

４　３の結果として、当該区域に担い手が十分いるか否か

担い手はいるが十分ではない。

５　農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

６　地域農業の将来のあり方

佐束地域の水田は全域で108haである。内訳として、38ha（全体の1/3）を農業法人が耕作しており、60歳以上で３haから８haの販売農家が数人、それ以外は60歳以上の飯米農家である。ここで10年後を想定すると、現状のままでは、農業法人以外の耕作田はほとんどが放棄される可能性がある。また、農業法人であっても後継に失敗する可能性もある。これを避けるためには、青年層の就農が必要であるが、ある程度の規模が無いと新規の採用は難しい。そこで今後は水田の農業法人を基盤とし、経営規模（面積、従業員及び設備）を拡大し、規模を拡大する中で、やや前倒しで青年層の採用を行っていく。ただ、今後も水稲のみでは雇用への貢献も小さい等の理由から、野菜の生産にも力を入れていく。そのために、野菜の農業法人も中心となる経営体に位置付ける。このように地域が一体となって農業を考え、事業を進めていく。